

城東台グランドゴルフクラブ会則

(名称)

第1条 本会は、城東台グランドゴルフクラブと称する。

(目的)

第2条 本会は、グランドゴルフを通じて健康づくりや集中力・協調性の向上を図り、多くの仲間と親睦の輪を広げてゆくことを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、城東台学区に居住する人を対象とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(マナー及びルール)

第5条 会員は、日本グランドゴルフ協会の会則及び施行細則を遵守し、楽しくプレーできるよう心がけなければならない。

(会費及び運営費)

第6条 本会に入会する時は、入会金として500円を納入する。

2 会費は、毎月300円とし、半年分を前納・後納する。ただし、状況により額を増額することができる。

3 本会の運営は、会費、助成金及び寄付等をもって行う。

(役員の種類)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長1名 会計1名

2 本会に監事1名を置く。

(役員を選出)

第8条 新役員は、総会において会員の中から推薦、立候補により選任する。

2 監事は、会長、副会長及び会計の役員が兼務することはできない。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、予算及び決算、並びに金銭出納を管理運営する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長、会計の業務の執行状況を監査すること。
- (3) 役員会に出席し、意見を述べること。
- (4) 必要があると認めるときは、臨時総会の招集を請求すること。

(任期及び任務)

第10条 役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし、会計の継続再任はしないものとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事故の責任)

第11条 会員が、本会の活動中において傷害などの事故に遭遇したとき、本会は、その責任を負わないものとする。

(総会)

第12条 本会は、毎年1回総会を開催し、会の運営及び予算に関する事項について審議し決定する。

2 総会は会員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

3 本会の決議並びに会則及び施行細則の改廃は、総会出席者の過半数の同意によって決まる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(会則実施期日)

令和2年4月1日より実施する。

付則

平成12年4月1日 制定

この会則は、平成13年4月7日 第6条、7条 一部改正

この会則は、平成15年4月1日 第3条 一部改正

この会則は、平成22年7月13日 第7条、8条 一部改正

この会則は、平成30年4月1日 第7条、8条 一部改正

この会則は、令和2年4月1日 第7条、8条、9条、10条、12条 一部改正